

議案第 2 号

君津市学校給食費の管理に関する条例の制定について

君津市学校給食費の管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国の学校給食費徴収・管理に関するガイドラインに基づき、令和 3 年度から学校給食費の徴収等に係る業務を学校から市へ移管することに伴い、学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、君津市立小学校及び中学校において、学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食に要する食材料費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）その他学校給食を受ける必要がある者として規則で定めるものをいう。

(学校給食費の徴収等)

第3条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の納付の方法及び期限等は、規則で定める。

(学校給食費の額)

第4条 学校給食費の額は、次のとおりとする。

- (1) 小学生及び当該小学生と同様の学校給食の提供を受ける者 日額 250円
- (2) 中学生及び当該中学生と同様の学校給食の提供を受ける者 日額 310円

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(君津市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 君津市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例（昭和 4 6 年君津市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条及び第 1 1 条を削り、第 1 2 条を第 1 0 条とする。

君津市学校給食費の管理に関する条例附則関係新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>*附則第2項関係 君津市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> | <p><u>(給食費の額)</u></p> <p><u>第10条</u> 給食費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>小学生及び小学校に勤務する者</u> 日額 <u>250円</u></p> <p>(2) <u>中学生及び中学校又は共同調理場に勤務する者</u> 日額 <u>310円</u></p> <p><u>(給食費の減免)</u></p> <p><u>第11条</u> <u>教育委員会は、必要と認めるときは、給食費の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> |